

レンタル約款

アーレス・テクノオフィス株式会社のレンタル商品をご利用の際には、以下の約款条項をご了承いただくものとします。

第1条(総則)

このレンタル約款は、アーレス・テクノオフィス株式会社(以下「当社」という)との間の賃貸借契約(以下「レンタル契約」という)に関し、別途に契約書類を作成しない場合に適用されます。

第2条(レンタル商品)

当社はおお客様に対し、当社がおお客様に発行する見積書に記載するレンタル商品を賃貸し、おお客様はこれを賃借します。

第3条(契約の成立)

当社とおお客様との間のレンタル契約は、おお客様が当社に対し見積書に基づく注文書を発行し、当社が承諾したときに成立するものといたします。当社は、おお客様の利用申し込みに対し、お申し込み内容を審査し、場合によっては、レンタルサービスの提供をお断りすることがあります。なお、お断りした場合であっても、当社はお断りする理由を説明する義務を負わないものとします。

第4条(レンタル期間)

レンタル期間は見積書に記載する期間とします。おお客様のご都合でレンタル開始日を過ぎてレンタル商品をお受取りになった場合であっても、レンタル期間を変更することはできないものとします。

第5条(料金)

おお客様は当社が発行するレンタル料金表に基づいて算出した、レンタル料、その他代金(以下「レンタル料等」という)を当社に対して支払います。
※レンタル商品の台数によっては、当社の判断により、レンタル料等とは別に預かり保証金を申し受けることがあります。

第6条(レンタル商品の引渡し)

当社はおお客様に対し、レンタル商品をおお客様の指定する日本国内の場所においてレンタル開始日までに引渡しを行います。

第7条(担保責任の範囲)

おお客様の責によらない事由によりレンタル期間中に生じた性能の欠陥により商品が正常に作動しない場合、当社はレンタル商品を交換又は修理します。これ以外、当社は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、損害賠償の責任を負いません。

第8条(レンタル商品の使用、保管)

1.おお客様がレンタル商品を使用される際、おお客様の使用上の不注意によって生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。
2.当社はおお客様に生じた使用目的を達しない等の損害について、一切の責任を負いません。
3.おお客様はレンタル商品を第三者に使用させたり、譲渡、質入、転貸等を行うことはできません。またレンタル商品を改装、改造することはできません。

第9条(レンタル商品の使用義務違反)

レンタル商品がおお客様の責に帰すべき事由により紛失、損傷した場合、またはおお客様が当社のレンタル商品に対する所有権を侵害した場合は、おお客様は当社に対して、紛失したレンタル商品の再購入代金、損傷したレンタル商品の修理代金等当社が被った一切の損害を賠償していただきます。

第10条(レンタル商品の返却)

おお客様はレンタル商品を見積書に記載する期間に基づき、レンタル期間満了日までに返却(発送)していただきます。

第11条(レンタル期間の延長)

レンタル期間の延長をご希望される場合、レンタル期間満了日までに申し出いただくことにより、レンタル期間を延長することができます。(レンタル期間の満了日が当社の休業日にあたる場合は、前営業日までとなります。)
ただし、当該商品につき別のおお客様から予約が入っている場合等にはレンタル期間を延長することはできません。
レンタル期間を延長する場合、料金は、レンタル料金表に基づくものとします。

第12条(不可抗力について)

当社がおお客様に対しレンタル開始日までに天災、地変、火災、戦争、内乱、その他不可抗力(当社の責によらないものに限る)によりレンタル商品の納入を完了できないときは、その事由の継続する期間に限り、当社は遅滞の責を負わないものとする。

第13条(ソフトウェアの複製等の禁止)

おお客様はレンタル商品の全部または一部を構成するソフトウェア製品(以下「ソフトウェア」という)に関し、以下の行為を行うことはできないこととします。

- (1)有償、無償を問わず、ソフトウェアを第三者に譲渡し、または第三者のために再使用权を設定すること。
- (2)ソフトウェアをレンタル商品以外のものに利用すること。
- (3)ソフトウェアを複製すること。
- (4)ソフトウェアを変更または改作すること。

第14条(契約不履行)

商品の返却をご連絡なく延滞され、ご連絡がつかないまま2週間を経過してもご返却されない場合や、申込書に虚偽の住所・身分・連絡先等を記載した場合又は電話の不通などが発生した場合は、警察署に被害届を提出し、法的手続きを取ります。

第15条(裁判所の管轄)

本レンタル契約について訴訟の必要が生じたときは、当社の本店所在地の地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

2009年3月1日

アーレス・テクノオフィス株式会社